（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第四条　船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

（極海域航行船に必要な船体の構造）

第百四十四条の二　極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。）に必要な船体の構造は、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。

（船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部改正）

第五条　船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に改める。

第二章第四節中第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（開口の閉鎖装置に関し必要な事項）

第二十四条の三　極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。次項において同じ。）に備え付けられたハッチカバーその他の開口の閉鎖装置が油圧式のものである場合には、低温状態における閉鎖装置の開閉に支障を及ぼすことのないように適当な措置が講じられたものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　極海域航行船の船楼端隔壁又は甲板室周壁に設ける出入口その他の開口の閉鎖装置は、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具を着用した者が開閉できるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正）

第六条　船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四　極海域航行船にあっては、イマーション・スーツ（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第五十四条の二第三項、第六十条の二第三項、第六十六条の二第一項又は第七十一条の二第一項の規定により備え付けるイマーション・スーツをいう。第三条第三項において同じ。）又は防寒衣等（防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具であって第十二条の個人用生存設備として備え付けられたものに限る。以下同じ。）を着用している場合においても容易に乗艇することができるように配置されていること。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第三条第一項中「（昭和四十年運輸省令第三十六号）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　極海域航行船に設ける暴露部の脱出経路は、前二項の規定によるほか、イマーション・スーツ又は防寒衣等を着用している場合においても乗船者が脱出することができるように配置されたものであること。

本則中第十一条の次に次の一条を加える。

（非常用生存設備）

第十二条　規程第百二十二条の十四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　次に掲げる設備を備えていること。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ　最大搭載人員と同数の個人用生存設備（防寒衣、防寒手袋その他の低温等による障害から個人を防護するために使用する設備をいう。以下同じ。）

ロ　最大搭載人員を収容するため十分な集団用生存設備（テントその他の複数の者が生存のために共有して使用する設備をいう。以下同じ。）

ハ　陸上との間で医療に関する連絡を行うことができる設備

ニ　十分な量の非常食糧

二　前号の規定にかかわらず、海氷がある海域を航行するように設計された船舶（非常の場合において、乗船者が氷上又は陸上に脱出する必要があるものに限る。）にあっては、次に掲げる設備を備えていること。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ　最大搭載人員の百十パーセントの個人用生存設備

ロ　最大搭載人員の百十パーセントを収容するため十分な集団用生存設備（容器に格納したものであり、及び氷上を容易に移動することができ、かつ、浮くことができるものに限る。）

ハ　前号ハ及びニの設備

三　前号（ハを除く。）に掲げる設備は、乗艇場所又は招集場所の近くであって、容易に近づくことができる場所に積み付けていること。

四　第二号に掲げる設備を救命艇又は救命いかだに積み込む場合には、当該救命艇又は救命いかだ並びにそれらの進水装置は、管海官庁が適当と認めるものであること。

五　第二号の船舶にあっては、船体放棄により退船した乗船者が同号（ハを除く。）に掲げる設備に近づくことができる措置が講じられていること。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第七条　航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　船灯等（第二条）
第二節　汽笛（第三条）」を
「第一節　船灯等（第二条）
第一節の二　せん光灯及び音響信号装置（第二条の二）
第二節　汽笛（第三条）
第二節の二　探照灯（第三条の二）」
に改める。

第二条第一項第一号イ中「ハ及びニにおいて」を「以下」に改める。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　せん光灯及び音響信号装置

（せん光灯及び音響信号装置）

第二条の二　せん光灯に係る規程第百四十六条の五第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。

イ　一三五度の水平射光範囲を有するものであること。

ロ　二海里以上の光達距離を有するものであること。

二　一定の間隔で閃光を発するものであること。

三　第一号イに掲げる水平射光範囲において、前条第一項第一号ハの算式により算定した光度（以下この号において「最小光度」という。）以上の光度を有するものであること。ただし、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲において、最小光度の五〇パーセントの光度まで減ずることができる。

四　前条第一項第一号ホ(2)括弧書に規定するものを除く。）に掲げる要件。この場合において、同号ホ(1)及び(2)中「ハ」とあるのは「第二条の二第一項第三号」と読み替えるものとする。

五　手動により作動の開始及び停止ができるものであること。

六　船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

2　音響信号装置に係る規程第百四十六条の五第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　短音（約一秒間継続する吹鳴をいう。以下同じ。）及び長音（四秒以上六秒以下の時間継続する吹鳴をいう。以下同じ。）を発することができるものであること。

二　船尾方向において音圧が最大となるように設置されていること。

三　船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　短音及び長音を発することができるものであること。